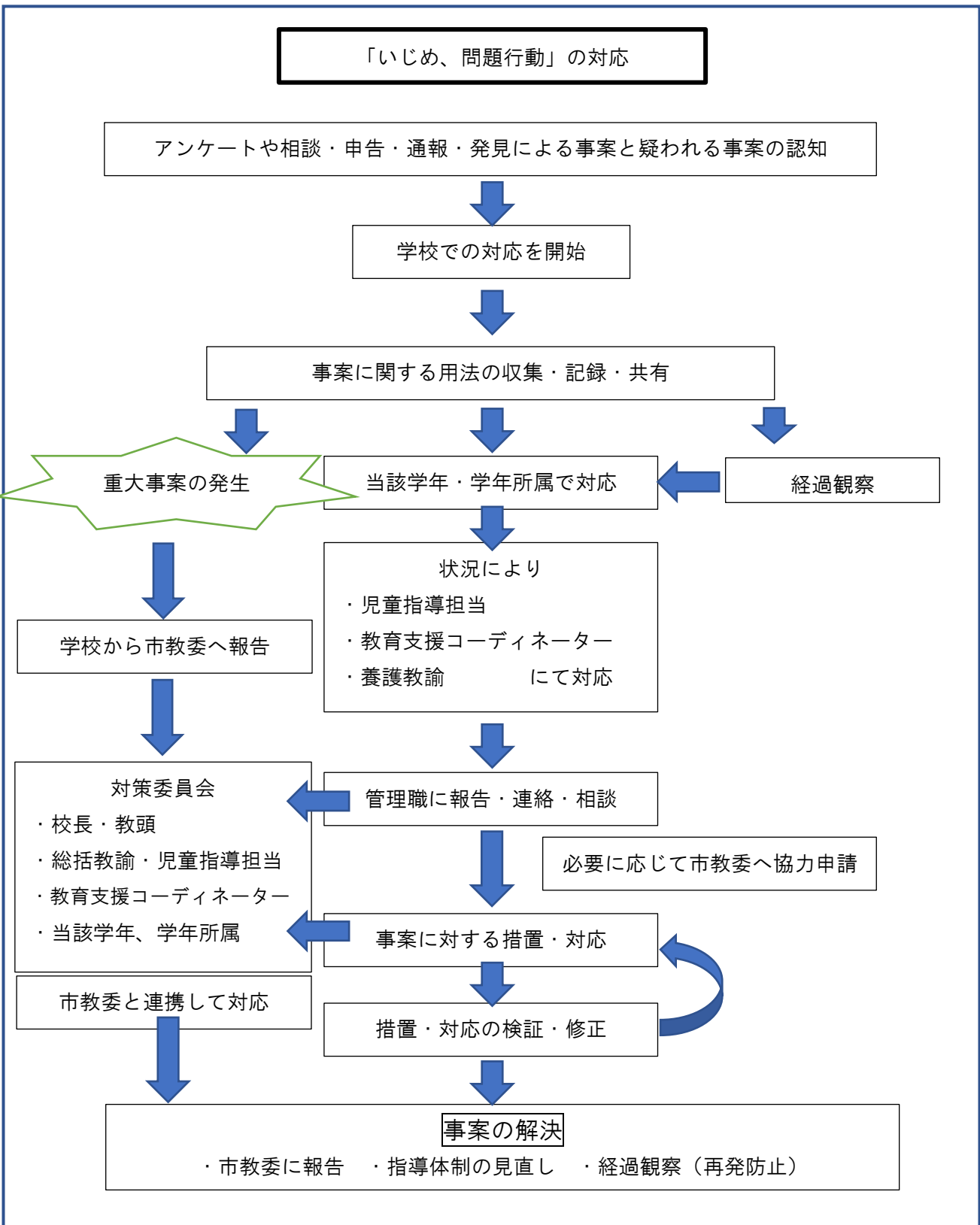


○事案への対応フロー図



※いじめ事案の内容によって学校が必要と認めたときは、児相や所轄警察署に相談・通報し連携する。

※調査によって明らかになった事実関係については、児童・保護者に対して、適時・適切な方法で提供・説明を行う

※適宜、管理職には報告する。